

集会アピール

わが国のウイルス性肝炎患者・感染者は350万人以上と言われ、今でも、肝硬変・肝がんで年間3万人以上の患者が亡くなっています。平成21年12月に成立した肝炎対策基本法では、「B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある。」とされています。「原因が解明されていなかったこと」については、長期の売血制度による輸血での血液感染等がウイルス性肝炎の感染を拡大させたとされています。

ウイルス性肝炎患者に対する国の医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの感染拡大を防止することを目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担しているだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難をきたしています。

平成23年12月に成立した特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国は、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む支援について、何ら新たな具体的措置を講じていません。

他方、既に、北海道においては、ウイルス性肝炎進行防止対策事業として、医療費の助成が行われています。慢性肝炎以上の病態の患者に対して一定額の自己負担を限度に医療費を助成する先進的な制度です。国が実施すべき医療費助成制度のモデルとなりうるものです。

肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成の実現は、一刻の猶予も許されない課題です。

よって、私たちは、

- 1 国に、ウイルス性肝硬変・肝がん患者に係る医療費助成制度を創設することを強く求めます。
- 2 北海道の医療費助成制度を維持・発展させるとともに、国にこの制度を全国に広げて実施するよう求めます。

2015年（平成27年）2月14日

オール北海道肝炎サポート大集会 参加者一同